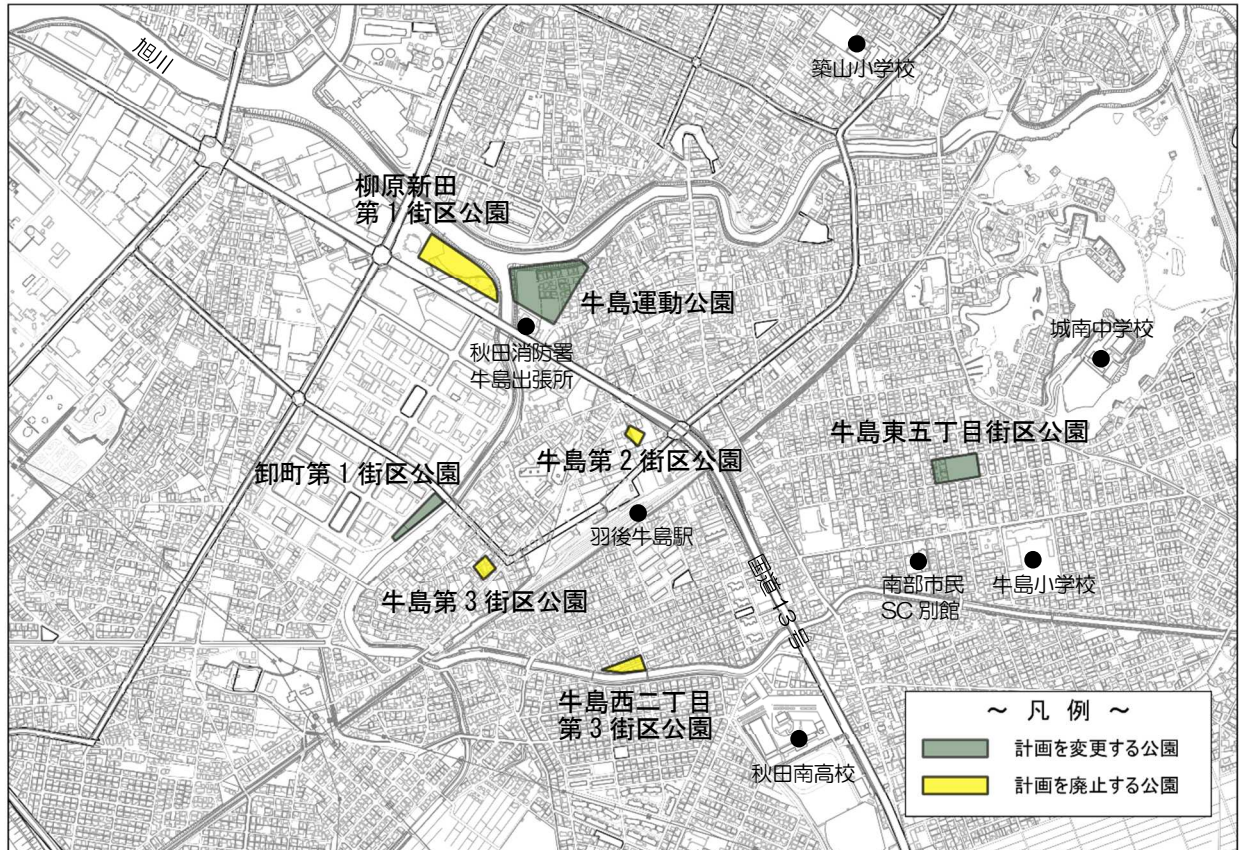


都市計画変更の概要（南部）

計画を変更する公園：一部開設済みの公園であり、未開設区域の計画を廃止するもの

計画を廃止する公園：未開設の公園であり、全区域の計画を廃止するもの

【卸町二丁目、卸町四丁目、牛島西一丁目、牛島西二丁目、牛島東一丁目、牛島東五丁目】



※一般的に、都市計画施設（公園）の区域内に建築物を建てる際は、都市計画法第53条に基づく許可申請が必要となりますが、今回の都市計画変更手続により、区域が廃止された場合、許可申請が不要となります。